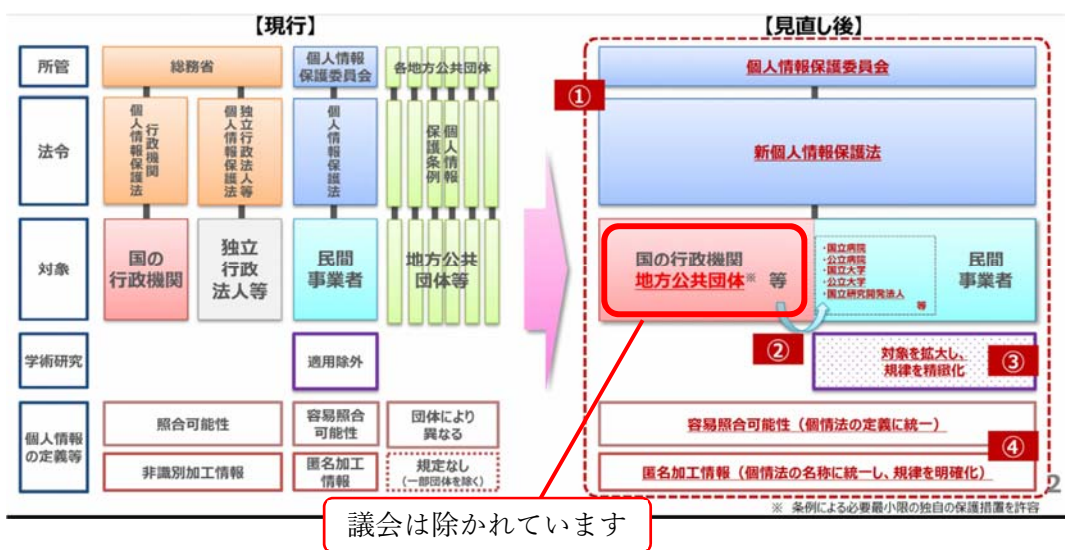


(仮称) 白井市議会の個人情報の保護に関する条例骨子 (案) について

1. 条例制定の経緯

- ・個人情報の保護に関する法律の改正により、国、地方公共団体、民間事業者における個人情報保護制度の一本化が図られることとなり、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取り扱い等に関する共通ルールが規定されました。
- ・このため、市の執行部は、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が直接適用されることとなりますが、地方議会は改正法における「地方公共団体の機関」から除外され、法が定める規律の適用対象とされないこととなりました。
- ・しかしながら、地方議会は、改正法の規律の適用対象から除外されているものの、改正法に基づく個人情報の適正な取り扱いを確保する責務は課されていることから、白井市議会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利を保護することを目的とした新たな条例の制定が必要となりました。



2. 条例制定に当たっての基本的な考え方

- ・条例制定に当たっては、改正法及び現行の白井市個人情報保護制度等との整合を図るため、下記の視点に留意し、策定作業を進めてまいりました。

<視点>

①法改正の趣旨に則る。

- ・全国共通のルールを定めるという法改正の趣旨に則り、原則法律を遵守する。

②現制度との整合性を図る

- ・市民に不利益等が生じないように、現行の市の個人情報保護制度との整合を図る。

③白井市としての統一性を持たせる。

- ・議会と執行部は独立しているが、市民に不利益や混乱等が生じぬよう「白井市」として統一性をもった制度とする。

3. 条例の骨子（案）

・「白井市議会の個人情報の保護に関する条例」骨子（案）は以下のようにしました。

<改正法と条例骨子（案）の比較>



<骨子（案）>

章・節	規定の概要
第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的、定義、議会の責務について規定 ・ 定義する用語：「個人情報」、「個人識別符号」、「保有個人情報」、「個人関連情報」等
第2章 個人情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について規定
第3章 個人情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について規定
第4章 開示、訂正及び利用停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の条例でも規定されている自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について規定
第1節 開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期限等について規定
第2節 訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会が保有する個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定
第3節 利用停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会が保有する個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供等されている場合に、利用の停止、消去等を請求する権利、利用停止等請求の手続、利用停止等請求に対する措置、利用停止等決定等の期限等について規定
第4節 審査請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続について規定

章・節	規定の概要
第5章 雑則	・未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について規定
第6章 罰則	・職員、委託事務に従事する者又は派遣労働者(これらの者であった者を含む。)が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則を規定

※条例については、基本的に改正法に準じた規定とする予定です。

4. 判断を要するものについて

- ・条例(案)策定に当たり、改正法と市の現制度との差異など判断を要するものについては、以下のとおりとします。

【条例の目的】

- ・白井市議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにして、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。

【個人情報ファイルの公表等について】

- ・改正法により、対象者数(以下「本人の数」)が1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられましたが、白井市議会の現状を踏まえ、公表対象とする本人の数を50人に引き下げます。
- ・また、保有する個人情報の状況について、透明性の確保を図るため、改正法で定められた個人情報ファイル簿の作成に加え、現行の個人情報取扱事務登録簿の取り組みを継続し、本人の数が50人未満の個人情報ファイルを取り扱う事務については個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することとします。

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
単位	・作成、公表はファイル単位	・作成、公表は事務単位
人数	・50人以上の個人情報が含まれる場合のみ作成公表	・取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務づけ

【個人情報開示請求の決定期限の短縮について】

- ・開示決定等の期限については、改正法では30日以内となっております。
- ・しかし、市の現制度では14日以内(請求書を受理した日から起算して15日以内)としていることから、現行の水準を維持するため、決定期限を短縮し、開示請求があった日から14日以内とします。
- ・なお、やむを得ない理由により決定できないときは改正法を準拠し30日以内で延長することができることとし、その際の延長後の最長期間を44日以内とします。(当初14日+延長30日) ※現行では延長があった場合の最長期間は60日以内です。

【開示請求に対する費用について】

- ・開示請求に対する費用については、手数料は現行どおり無料とし、写しの作成に要する費用（コピー代など）等は、現行どおり実費を負担していただくこととします。

<参考> 現在の「写しの作成に要する費用」等（白井市情報公開条例施行規則に準じる。）

区分	金額
写しの作成に要する費用	複写機により写しを作成する場合は、1枚につき10円 (A3サイズまでの写し)
	その他の方法により写しを作成する場合は、当該作成に 要する費用
写しの送付に要する費用	当該郵送料に相当する額

【諮問機関について】

- ・個人情報保護制度において、諮問が必要になった際の諮問機関は、現行制度と同じく、白井市情報公開・個人情報保護審査会とします。

<想定している諮問について>

- ・開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき。
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき。

5. スケジュール（予定）

令和4年10月31日（月） ～ 11月14日（月）（予定）	パブリックコメントの実施
令和4年11月	パブリックコメント意見集約 条例案の作成
令和5年2月～3月	議会へ条例案の提出
令和5年4月	条例施行